

# 山口県報

平成19年  
5月25日  
(金曜日)

## 目 次

漁管委告示  
漁業法第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定による指示……………一



### 山口県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第一百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、次のとおり指示する。

平成十九年五月二十五日

山口県内水面漁場管理委員会

会 長 高 石 敏 男

#### 一 指示の内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、防府市大字西浦字沖本土手附二七九八の一地先の遊水池及びこれと連接して一体を成す水面においては、こい（まごい及びにしきこいをいう。）を当該水域の外に持ち出し、かつ、他の水域に放流し、又は遺棄してはならない。

#### 二 指示の有効期間

平成十九年五月二十五日から平成二十年五月二十四日まで

平成十九年五月二十五日印刷  
發行

發行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)